

動物愛護法違反、長島隆被告に対し厳正かつ適切な判決を求める嘆願書

2007年10月23日、動物愛護法違反の疑いで逮捕された長島隆被告につき、裁判所の厳正かつ適切な審判が降りる際に、「被告をとりまく司法、行政、医療、福祉、地域社会、家族・友人などが連携し被告のトラウマの克服と治療をすべく努め、被告の反社会的な人格の更生を行い、被告はそれに従う事。」と、判決文に明記して下さいませう、切に願って本書状での上申をさせていただきます。以下にその理由を記します。

(1) 動物虐待事件に限らず、犯罪容疑者が精神疾患やトラウマを口実に刑を逃れようとしているような傾向が昨今多々あるように思えてなりません。虚言であれば全国の精神疾患患者に対し許しがたい事であるし、真に疾患であるなら治療をしない限り犯罪を繰り返す恐れがあります。また対象が動物から幼児や女性、お年寄りなどの人間へと拡大することもあり得えます。

(2) 被告は仕事中に自分が受けた暴力被害(スコップで頭を殴られたこと)によるトラウマを犯行の動機としており、それが事実なら被告の背景に何らかの精神的トラブル(人格障害、発達障害、精神疾患など)があると推測されるため、単に厳罰に処すだけでは、真の意味で罪を償う事ができないばかりか、被告も被害者も心の平穏を得ることができません。

(3) 本年2月頃から逮捕されるまでの短い期間に、飼い主が明確な猫を含め、死亡、行方不明など、被害を受けた、またはその疑いのある猫が数匹以上と、犯行の頻度が高いため、本被告は再犯の可能性が非常に高いと思います。

(4) 横浜市内で同様の動物虐待事件を起こし今年1月に逮捕された者で、「執行猶予〇年懲役〇ヶ月」との判決を受けたが、執行猶予中に再犯が発覚している者がいる事。また、同じく埼玉県の同様の事件で、昨年12月に逮捕され「執行猶予〇年懲役〇ヶ月」との判決を受けた者は、精神疾患のためいまだに真に犯行を反省しているか定かでなく、また疾患の治療をしているかさえわからない事。

(5) 被害猫には飼い猫も含まれており、飼い主は多大なる精神的苦痛を受けている事。被告が自分の犯した罪を心から反省し、今後二度とこのような残虐卑劣な行為を重ねることなく、良識ある社会人としての自覚を持ち、更生する事が、被害者の心の平穏にも繋がること。

以上、精神疾患を理由に犯罪を犯す模倣犯、愉快犯が横行しないようにすると共に、広く国民に「動物愛護法」の基本理念が浸透しますよう、慣例に照らしての通常の処分に留まらず、一步踏み込んだ判決を切にお願い申し上げます。

ご 氏 名	ご 住 所 (都道府県名からご記入ください)

年 月 日